

# 学習院大学 法科大学院ガイド

GAKUSHUIN UNIVERSITY LAW SCHOOL GUIDE

2019.5  
VOL.

13

## 授業紹介

PICKUP

## 授業ピックアップ

### 会社法3 (神田 秀樹 教授)

株式会社の仕組みを理解し、株式と組織再編に関する会社法の考え方を身につける。

会社法3は3年生を対象として開講されます。会社法1が会社法の総論および株式会社の設立と機関を、会社法2が株式会社の資金調達と計算を、それぞれ取り上げ、これらを受講した者に対して、会社法3は、株式会社の株式と組織再編を取り上げます。

現在、日本にはトヨタやソニーなどをはじめとする上場会社が約3700社ありますが、すべて株式会社です。また、中小企業もそのほとんどが株式会社の形態をとっています。これらの会社は会社法の規律のもとで運営されています。

会社法を勉強するには、他の科目と同様、(1)基本事項を正確に理解する、(2)条文を読む、(3)場面をイメージする、そして考える、という3つのことが重要です。

会社法を勉強する際の留意点として、民法と比べると、次の点があります。第1は、なじみがないということです。民法だと売買とか賃貸借とか常識でイメージがわくと思います。しかし、株式会社とか募集株式の発行といっても、学生さんは自分で経験したことはないでしょう。このなじみがないという点が会社法の勉強をむずかしくする最大の問題です。

第2に、民法と比べると会社法の条文は読みにくい。技術的な条文が多くて日本語としても読みにくい。また、読みにくいだけでなく、不親切です。たとえば、会社法に何々しなければならぬと書いてあっても、違反した場合の行為の効力については書いてないことが多いです。

第3に、1点目に関係することですが、「中心部分」

がよく分からないということがあります。たとえば、売買とは何かがわかっていて初めて、限界事例となるような取引について、それが売買なのか消費貸借なのかということを議論することができます。会社法では、募集株式の発行とは何かがわからないのに、その限界事例というか、たとえば特定の場面における募集株式の発行は不公正かということをしきりに議論しても、通常の場合「中心部分」がわからないと、その事例が限界事例であることすらわからないということになります。したがって、そもそもなぜ会社は募集株式の発行をするのかということをもまず学ぶ必要があります。

第4に、会社法では、個別的な利害調整というよりは制度的な利害調整をはかる場合が多いです。会社法は株主の利益とか会社債権者の利益とかを一律に問題にします。特定のAさん、Bさんという利益衡量ではないのです。民法では個別の利益衡量をする場面のほうが多いので、それに慣れていると会社法に違和感を感じると思います。制度的な利害調整というのは良い表現ではないかもしれませんが、とにかくそうした発想に慣れることが重要です。

これら4つに注意して、柔軟な発想を持って自分の頭で考えるというのが、会社法を勉強する際のポイントになります。むずかしくて大変のように思われるかもしれませんが、そのようにして会社法を勉強すると必ず新しい力が身につくと思います。会社法はむずかしいという声をよく聞きます。しかし、会社法は、上場会社をはじめとする株式会社の基本



法であり、それを理解することによって、社会や経済の仕組みがより深く理解できるようになるだけでなく、法というものが社会や経済においてどのような役割と機能を果たしているかを理解することができるようになります。頑張って勉強して、会社法を得意科目としてください。

#### — 受講生の声 —

会社法3では、実務色の濃いキャッシュアウトやMBO、M&A、株式の価格決定などの少し複雑な内容を学びます。神田先生は、そのような複雑な内容について、従来の議論から最新の議論まで時間をかけて丁寧に話をしてくださるため、理解が深まると同時に記憶の定着にも繋がりました。また、先生は条文について文言を非常に重視し、簡単な設例を用いて丁寧に説明してくださるため、それまであまり深く検討してこなかった重要な条文の要件についての理解も深めることができました。(修了生 中屋電博)

## PICKUP

# 授業ピックアップ

## 民事訴訟法 (長谷部 由起子 教授)

民事訴訟の手続の流れを把握し、基本的な事項に関する理解を深める。

### ◎授業の概要

「民事訴訟法」は、第1学期に開講される必修科目であり、2年生を対象としています。

訴えの提起に始まり、審理を経て、判決の確定にいたるまでの手続をイメージしながら、実務において必要とされる基本的な事項についての理解を深めることを目指しています。

第1回は、民事訴訟の基本原則を扱います。導入として、民事訴訟の意義や適用される法規である実体法と手続法の関係、手続法である民事訴訟法の独特の考え方について解説した後、職権進行主義、処分権主義、弁論主義の内容を確認していきます。

第2回には、訴えの提起から第一回口頭弁論期日までに焦点をあてて、訴状を提出すべき裁判所はどこか(管轄)、訴状に記載すべき事項にはどのようなものがあるか、裁判所や被告はどのような準備を行うのか、といった問題を検討します。資料として配布する訴状や準備書面のサンプルが参考になると思います。

第3回以降は、まず、訴訟の主体に関する問題として、当事者の概念と当事者の確定、当事者能力・訴訟能力・訴訟上の代理を扱った後、訴訟における審理の対象である訴訟上の請求(訴訟物)、訴状の送達と訴訟係属、訴訟要件の内容とその審理、口頭弁論

とその準備、判決の確定と確定判決の効力などについて考察していきます。

### ◎学習の仕方

この授業を受講されるみなさんは、入学前の学習や未修コース1年目の民事訴訟法の授業を通じて、民事訴訟法の基本を一通り勉強していることと思います。そうではあっても、民事訴訟法はむずかしい、どのように学習したらよいのかよくわからないなど、苦手意識をもっている人もおられるかもしれません。

たしかに、手続法である民事訴訟法については、民法などの実体法とは異なる考え方が必要になることもあります。たとえば、手続保障、手続の透明性、訴訟経済がそれにあたります。これらをはじめとする重要な概念については、教科書の記述を読んだうえで、授業で確認してください。そして、これらが問題になる具体的な事例としてはどのようなものがあるのか、関連する民事訴訟法の条文はなにかを考えてください。検討した結果を自分の文章でまとめておけば、理解が進むと思います。

### ◎さらに実力をつけるために

民事訴訟法の理解を深めるためには、判例の学習も必要です。判例研究は、2年後期の「民事訴訟法演習1」および3年前期の「民事訴訟法演習2」で行いますが、その際に前提となる

のは、民事訴訟法の基本的事項を確実に理解していることです。また、民事裁判が実際にどのように進んでいくかは、3年前期の「民事模擬裁判」で体験することができますが、そのときにも、民事訴訟法に関する知識と理解が役立ちます。2年または3年で「エクスターンシップ」を履修すると、民事訴訟法に関する知識が実務でどのように活かされているかがわかり、モチベーションが高まると思います。

「民事訴訟法」の授業で学んだ内容が、これらの応用的な授業を通じてさらに発展し、将来の実務家としての活躍につながるように期待しています。



### — 受講生の声 —

学習を継続的に行うためには「楽しい」と思えることが大切です。この点、民事訴訟法は「眠素」と揶揄されることもありますが、長谷部先生の講義は違います。その柔らかな語り口とは対照的に、民事訴訟制度の基本的理解を前提に、判例実務の現代的な論点についての熱のこもった解説が展開されます。それは先生ご自身が、国民の権利の真の司法的救済に情熱を持った方だからだと思います。民事訴訟法が退屈だと誤解されている方は、ぜひ先生の講義を一度受けてみてください。

(在学生 美田敦賜)



# 授業紹介

## 刑法入門 1・2

1年次必修科目

鎮目 征樹 教授



本講義は、法学未修者を対象として、刑法入門1が主として刑法総論を、刑法入門2が主として刑法各論をそれぞれ講義するものです。刑法総論では、刑法典総則の規定を基礎としつつ、犯罪の一般的な成立要件を論ずる犯罪論を主として取り扱います。学説の対立が激しく、難解な学術用語も多いため、未修者は、基本的な用語や概念を正確に整理して習得することが要求されます。そのためには、あらかじめ指示したテキストや判例、その他の文献を十分に予習してくることが求められます。

刑法各論では、生命、身体、自由、財産に対する罪(個人法益に対する罪)を中心として、その個別の犯罪成立要件を検討します。なお、条文の解釈は、最終的に判例によって確定されますので、「生きた法」としての判例の現状を認識・理解することが不可欠となります。そこで、教材である『判例刑法総論(第7版)』、『判例刑法各論(第7版)』に収録された判例につきましても、テキストと同時に予習が不可欠です。本講義は、基本的に講義形式をとりますが、適宜、対話形式も採用します。

## 民法入門 2

1年次必修科目

原 恵美 教授



この授業では、法学未修者を対象として、契約法と不法行為法を扱います。民法は広範で、勉強しなければならないことが多いです。そのため、はじめの一步でつまづいてしまわないように、この授業では、重要な論点を中心に、民法を勉強するのに必要な論理的思考を習得することとします。本学では、段階的に民法を学ぶために、1年次でこうした論理的思考を身につけ、2年次では、応用問題をふくめ、体系的に民法を勉強することとしています。

また、契約法は、2017年に大幅に改正されました。この授業では、改正法を勉強しますが、対象となる判例は改正前の民法に基づいて出されたものです。そのため、改正されたことで判例の意義に変更があるのかという点に十分に意を尽くして、新しい民法について受講生と議論します。

## 行政法 1・2

2年次必修科目

大橋 洋一 教授



行政法1では行政法総論を、行政法2では行政救済法を学習します。受講生が指定の教科書を読んできていることを前提に、教員と学生との間で対話を繰り返します。まず、基本的な用語について、自分の言葉で説明することができるかを執拗に問います。

具体的には、中学生を相手にしても理解してもらえるくらい平易な言葉で説明してもらいます。続いて、重要な法理や解釈論については、どうしてそうした考え方が成立したのか、基礎にある「ものの見方」を明らかにするために、いろいろな角度から問いを投げ

かけて説明してもらいます。

学習範囲は広いように思うかもしれませんが、重要な考え方は、案外少ないものです。但し、単に知っているといったレベルでは、法曹として活躍するうえで全く足りません。自分で使えなければ意味が無いのです。そのためにも、習熟することを徹底して目指します。

こうした学習は、地味ですが、新しい課題を考える上で勇氣とヒントを与えてくれるものと確信しています。

## 刑事訴訟法 1・2

2年次必修科目

安村 勉 教授



1年次の刑事訴訟法入門1・2で、刑事訴訟法の基礎を学びます。2年次の刑事訴訟法1・2では、1年次に学んだ知識(既修者の場合は当然に有しているはずの知識)を前提に、講義が行われます。

刑事訴訟法は平成11年の通信傍受法の制定を嚆矢として、法改正・立法の時代に入りました。同年の刑事訴訟法改正、翌12年の犯罪被害者保護法は、刑事訴訟の分野に被害者の視点を導入する近年の動きの出発点となりました。さらに平成

16年には裁判員制度が採用され、それに伴って公判前整理手続きや被疑者国選弁護制度が整備されるなどしました。直近では平成28年の法改正で、協議・合意制度や刑事免責制度が導入され、被疑者の取調べの録音・録画が法制化され、また通信傍受法も捜査機関に使いやすいものへと改められるなどしています。本講義では、こうした法改正によって新たに生まれた問題、法改正が従来の制度運用に変容を迫る問題、法改正と直接には関係しないが相変わず法解釈上重要な問題を扱います。

## 民事訴訟実務

3年次必修科目

大竹 たかし 教授・松村 昌人 教授



民事訴訟実務は、民事訴訟における手続の順序やその運営のあり方、それらの理論的な根拠を知るとともに、民事紛争の適正迅速な解決を実現するために、弁護士や裁判官はどのように考え、活動しているのかについて研究します。

民事訴訟手続の実践においては、要件事実論が重要な役割を果たしていますから、特に、要件事実については詳しく研究します。そこで、学生諸君が、民事実体法と民事訴訟法の両方にまたがる要件事実の考え方を理解して、民事実体法の条文から

要件事実を取り出して、これらを民事訴訟法の条文に従って組み立てて、民事事件の訴訟活動をすることができるようになることを目標としています。例えば、売買代金請求訴訟を取り上げる場合、請求原因となる売買代金請求権の要件事実は何か、なぜそうなるのか、何が抗弁となるか、その要件事実は何か、なぜそうなるのかなど、教員と学生の間で、また、学生同士で議論しながら授業をします。

## FEATURE

# 学習院大学法科大学院の特長

## 1. 学力支援

### ① 合格から入学までの学習支援

ガイダンスやヘッドスタートプログラムの実施、予習文献紹介や予習内容のリストの配付を行い、入学までの期間も丁寧に指導を行います。

### ② 少人数制の授業

教員との距離が近く、司法試験委員等の経験が豊富な教員から、きめ細かな指導が行われます。授業時間以外でも親身に個別指導に対応します。



### ③ 定期試験の問題集を毎年発行

学習院名物の「法科大学院の試験」は毎年定期試験の解説付き問題集として発行・配付され、重要な参考書となっています。過去発行分も閲覧でき、司法試験対策にもなります。



### ④ 学力増進支援プログラム

夏季休業及び春季休業中には学力増進支援プログラムを開催し、定期試験の講評、更に踏み込んだ法文書作成指導、裁判所や刑務所の見学会等を行います。

### ⑤ 法実務講座

法実務講座を開催します。先輩修了生法曹から親身な指導が受けられます。

## 2. 修了後の支援

### ① 法務研修生・法務研究生制度

修了年の9月末までは「法務研修生」として無料で、以後は10月から9月までの1年間で「法務研究生」として6万円で自習室等施設を利用することができます。授業聴講や法実務講座への参加も可能です。担任制を採用しており、教員と面談や相談もできます。

## 3. 経済支援

### ① 授業料減免制度

- ① 入学試験成績による授業料減免(1年間または2年間の授業料減免)
  - ② 学内成績による授業料減免(当該年度に①の授業料減免を受けていない学生を対象)
    - 2年次の授業料減免(未修者コースのみ)
      - 1年次の学内成績で一定の水準<sup>※</sup>に達している者3名について、2年次の授業料を減免します。(上位者1名につき全額免除、次の2名につき半額免除)
    - 3年次の授業料減免
      - 2年次の学内成績で一定の水準<sup>※</sup>に達している者15名について、3年次の授業料を減免します。(上位者5名につき全額免除、次の10名につき半額免除)
- ※全額免除の水準:GPA3.00以上、半額免除の水準:GPA2.50以上

### ② 学修支援金制度

入学試験成績の優秀者に対して、その修学を支援する目的で学修支援金を支給する制度です。入学試験において成績が優秀と認められた入学者(原則として、授業料減免対象者を除く)に対して、入学した年度の6月及び11月に、各30万円を支給します。

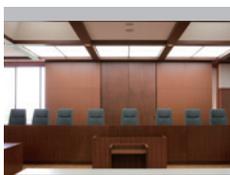
### ③ 模擬試験受験料補助

TKC模試は在学生、法務研修生及び法務研究生を対象として、また法学検定試験は在学生を対象として、受験料の補助を行っています。

## 4. 充実した設備

### ① 模擬法廷教室

西2号館5階には、地方裁判所とほぼ同じ構造を持つ「模擬法廷教室」があり、「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」等の授業で使用しています。



### ② 自習室

セキュリティ管理されている中央教育研究棟9階フロアには、「自習室」「ロッカー室」があり、朝7時から夜11時まで利用できます。自習室の座席は1人1席、鍵付(暗証番号式)ロッカーは1人1台を専有することができます。在学生の希望者には、ノート型パソコンが貸与されます。



### ③ 演習室

中央教育研究棟10階に5室あり、自主ゼミ等で利用できます。



### ④ 法学部・経済学部 図書センター

東2号館にあり、法学、政治学、経済学、経営学に関する専門図書を中心に約67万冊を収蔵しています。法を学ぶ上で必要な各分野の専門書が充実しているほか、判例検索など各種データベースにアクセス(無料)して、最新データを活用しながら学習することも可能です。



### 学習院大学 法科大学院ガイド VOL.13

発行日:2019年5月1日

発行所:学習院大学法科大学院 〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1



学習院大学法科大学院ガイドは、学習院大学法科大学院アプリ\*からもご覧いただけます。QRコードからダウンロードしてご利用ください。  
\*iOSまたはAndroidを搭載したスマートフォン及びタブレット端末に対応。アプリは無料です。